

最高裁人総第 639 号

(人い-03)

平成 30 年 4 月 10 日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 眞 哉

裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）の実施に関する事項について（通知）

標記の実施に関する実施要領は別紙 1 のとおり、実施に当たっての留意点等は別紙 2 のとおりです。

(別紙第1)

## 裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、大学及び大学院（以下「大学等」という。）の学生を対象とし、家庭裁判所調査官の業務に関するインターンシップ（以下「実習」という。）を体験させることにより、学生の学習意欲を喚起し、職業意識の涵養を図るとともに、家庭裁判所調査官の業務への理解を深めてもらうことを目的とし、実習に関する募集及び受入れ、実習の実施方法、実習を受ける学生（以下「実習生」という。）が従うべき服務規律その他必要な事項を定める。

(実習生の資格要件)

第2条 実習生は、大学等の学生であって、大学等が推薦した者とする。

(実習生の募集及び受入れ)

第3条 最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）の通知により実習を実施する高等裁判所（以下「実施裁判所」という。）の事務局長（以下「事務局長」という。）は、実習生の募集に関し、実習期間、受入予定人数及び受入条件等を裁判所ウェブサイトに掲載するなどして、大学等及び学生に実習の実施について周知する。

2 実習を希望する学生は、大学等に調査票（別紙様式1）を提出するものとする。ただし、調査票の提出は、1人1通に限る。

3 大学等は、実習への参加を推薦する学生を取りまとめ、推薦書（別紙様式2）及び調査票を事務局長に提出するものとする。

4 事務局長は、実習の申込結果について記載した一覧表（別紙様式3）を人事局長に送付する。

5 事務局長は、大学等から推薦のあった学生の中から、調査票等に基づき選考を行い、実習生を決定する。決定に当たっては、実習の目的に照らし、多様な学生

が実習に参加できるよう、意欲、人物等のほか、学校、学部・学科、学年等を総合的に考慮し、公正な選考を行う。

- 6 事務局長は、前項の決定に当たっては、受入予定の実習生の氏名等を記載した一覧表（別紙様式4）を人事局長に送付して協議する。
- 7 事務局長は、選考の結果を実習生の推薦を行った大学等に通知する。この場合において、実習を希望する学生への結果の通知は、当該大学等において行うものとする。
- 8 実習生の受入れに当たっては、当該実習生を派遣する大学等と実施裁判所との間で、実習の実施に係る基本的役割等を記載した覚書（別紙様式5）を締結するものとする。
- 9 実習生は、実習の開始前に、大学等を通じて、服務規律の遵守等に係る誓約書（別紙様式5の別紙2）を事務局長に提出するものとする。
- 10 事務局長は、大学等に対し、覚書（大学等が記名押印したもの）、誓約書及び第11条に定める保険加入に係る保険加入証明書を、実習の開始までに提出させる。

#### （実習の内容及び実施方法等）

第4条 事務局長は、実習生の受入れに当たり、次の(1)～(4)の要素を含む実習の内容等を記載した実習計画書を作成し、人事局長に送付する。

- (1) 家庭裁判所及び家庭裁判所調査官の機能と役割についての講義
- (2) 模擬事例を用いた家事事件の調査実務の模擬体験
- (3) 模擬事例を用いた少年事件の調査実務の模擬体験
- (4) 実習全体を振り返り、家庭裁判所調査官の業務についての理解を定着させる座談会等

- 2 事務局長は、事務局長の指導監督に基づき実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下「実習指導官」という。）を定める。実習指導官に裁判官以外の裁判所職員が複数あるときは、そのうち1人を上席実習指導官と定

める。

- 3 実習指導官は、実習計画書に基づき、実習の適正かつ効果的な実施に努める。
- 4 上席実習指導官は、裁判官以外の実習指導官を総括する。
- 5 事務局長は、実習指導官を定めるに当たり、必要があると認めるときは、管内の家庭裁判所に対し、実習指導官となるべき者の指名を依頼する。
- 6 事務局長は、第2項の定めに基づく実習指導官の一覧表（別紙様式6）を人事局長に送付する。
- 7 事務局長及び実習指導官は、実習期間中、裁判所に過去に係属した事件又は現に係属している事件に係る情報その他の秘匿性の高い情報に接し得る状況に実習生を置かないものとする。
- 8 人事局長及び事務局長は、必要があると認めるときは、人事局長は裁判所職員総合研修所又は下級裁判所に対し、事務局長は管内の家庭裁判所に対し、実習の実施に必要な協力を求める。

（実習場所及び実習期間）

第5条 事務局長は、実習場所及び実習の実施時期内において実習期間を定め、これらを裁判所ウェブサイトに掲載する。

（実習にかかる費用）

第6条 実習生の実習に伴って生じた一切の経費（交通費、食費、宿泊費等）は、全て実習生の負担とする。

（実習生の服務等の取扱い）

第7条 実習生は、裁判所職員としての身分は保有しないものの、実習期間中は、裁判所職員の服務に準ずるものとし、裁判所職員が遵守すべき法令等に従うとともに、裁判所職員が、官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をすることが禁止されていることに鑑み、これに類する行為をしないものと

する。

- 2 実習生は、実習に関し、実習指導官の指導、監督等に従うとともに、実習時間中は、実習に専念するものとする。
- 3 実習の欠務は、正当な事由がある場合以外は認めない。実習生は、正当な事由により欠務する場合には、事前に実習指導官に申し出るものとする。やむを得ず事前の申出ができない場合は、事後、速やかに実習指導官に申し出るものとする。

(秘密の保持等)

第8条 実習生は、実習期間中に知り得た秘密を、実習期間中及び実習期間終了後において、大学等を含む第三者に漏らさないものとする。

- 2 実習生は、実習の成果を論文等により公表する場合には、事前に実習に参加した実施裁判所を通じて人事局長の承認を受けるものとする。

(実習の中止)

第9条 事務局長は、実習生の実習態度に問題がある場合等、実習を継続することにより裁判所の業務に支障が生じ、若しくは支障が生じることが予見できる場合又は当該実習の目的を達成することが困難であると認める場合には、あらかじめ人事局長の承認を得て、実習期間終了前であっても、当該実習生の受入れを中止することができる。この場合において、事務局長は、事前又は事後に、実習生の受入れの中止を当該実習生を派遣した大学等に通知する。

(個人情報の取扱い)

第10条 人事局長及び事務局長は、実習生の個人情報の管理について万全を期し、法令及び「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づく場合を除き、実習生の個人情報を第三者に提供しない。

- 2 人事局長及び事務局長は、法令及び要綱に基づく場合を除き、実習生の個人情

報を実習の実施以外の目的に使用しない。

(災害補償等)

第11条 実習生は、実習の開始前に、「学生教育研究災害傷害保険」等の災害補償保険及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入するものとする。この場合において、保険の利用等に関して必要な手続は、当該実習生を派遣する大学等が行うものとする。

2 実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合は、実習生の加入する保険により補償するものとする。また、実習生が裁判所（国）又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理するとともに、必要な補償は実習生が加入する保険により補償し、保険の範囲を超える損害については実習生が責任を負うものとする。

(実習生の懲戒)

第12条 実習生の懲戒に関する責任は、大学等が負うものとする。

(実習の実施結果の報告等)

第13条 事務局長は、実習の実施結果を取りまとめ、人事局長に報告する。

2 事務局長は、あらかじめ人事局長の承認を得て、実習の実施結果の概要を裁判所ウェブサイトに掲載する。

3 事務局長は、大学等に対し、実習生に係る評価書の提出は行わない。

(送付等の期限)

第14条 第3条第4項、第6項、第4条第1項及び第6項に基づく送付、第5条の実施時期、前条第1項に基づく報告並びに同条第2項に基づく掲載の各期限は、最高裁判所事務総局人事局総務課長が事務局長に連絡する。

(雑則)

第15条 実習の実施について、特別の事情により、この実施要領（覚書を含む。）によることができない場合には、事務局長は、あらかじめ人事局長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

## (別紙様式 1)

## 平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）調査票

この調査票の記載事項は事実に相違ありません。

ふりがな 氏 名		年 齡	歳	写真 (40mm×30mm) (最近3か月以内に 撮影したもの)
		性 別	男・女	
所属 大学（院）名				
学部・学科等			学年	年生
住 所	(〒 - - - )			
携帯電話番号 (緊急時に連絡 がつくもの)				
参加を希望す る高等裁判所	_____ 高 等 裁 判 所      ※ 複数不可			

1. 現在の専攻等の具体的な内容について御記入ください。

現在の専攻等	
--------	--

2. 裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）に応募した理由を御記入ください。

--

3. 自己アピール等を自由に御記入ください（400字程度）。

4. 参加に当たり特記すべき事項があれば記入してください。

平成 年 月 日

●●高等裁判所事務局長 殿

平成●●年度「裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）」学生推薦書

大学(院)名

総括責任者職名

氏名

連絡担当者職名

氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

資料等の送付先住所

(〒 - - - )

1. 推薦する学生に関する事項

別紙のとおり

2. 貴学での本インターンシップの取扱いについて

単位認定の対象とする。

単位認定の条件( )

単位認定の対象としない。

3. その他の要望等

※ 「総括責任者」は、指導教員等の方で、貴学側の責任者となる方を記入してください。

※ 「連絡担当者」は、実際の事務担当者(複数いる場合はその代表者)を記入してください。

(別紙)

平成●●年度裁判所インターンシップ(家庭裁判所調査官)推薦者一覧

大学(院)名

※ 姓と名の間はスペースを空けてください。

(別紙)【記載例】

平成●●年度裁判所インターンシップ(家庭裁判所調査官)推薦者一覧

大学(院)名

※ 姓と名の間はスペースを空けてください。

(別紙様式3)

## 平成●●年度裁判所インターンシップ(家庭裁判所調査官)申込結果一覧表

## 高等裁判所

※ 姓と名の間はスペースを空けてください。

申认人数

人

(別紙様式3)【記載例】

## 平成●●年度裁判所インターンシップ(家庭裁判所調査官)申込結果一覧表

○○ 高等裁判所

※ 姓と名の間はスペースを空けてください。

申込人数

00 人

(別紙様式4)

## 平成●●年度裁判所インターンシップ(家庭裁判所調査官)受入予定実習生一覧表

## 高等裁判所

※ 姓と名の間はスペースを空けてください。

### 受入人数

八

(別紙様式4)【記載例】

## 平成●●年度裁判所インターンシップ(家庭裁判所調査官)受入予定実習生一覧表

○○ 高等裁判所

※ 姓と名の間はスペースを空けてください。

### 受入人数

00 人

(別紙様式5)

「平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）」  
の実施に関する覚書

●●高等裁判所（以下「高等裁判所」という。）と●●大学（院）（以下「大学（院）」という。）は、大学（院）に所属する●●●●（以下「実習生」という。）（※2名の場合は、「以下、両者を合わせて「実習生」という。」と置き換える。）が参加する「平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）」の取扱いについて、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1 基本的役割等

- 1 高等裁判所は、冒頭記載の大学（院）生を平成●年●月●日から平成●年●月●日までの期間に実習生として受け入れ、実習生が行う実習に対して必要な指導及び助言を行う。
- 2 大学（院）は、実習生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために必要な指導等を行うものとする。
- 3 高等裁判所と大学（院）は、実習の実施に当たり連携及び協力を行うものとする。

第2 実習時間及び所用経費の負担

- 1 実習時間は、原則として、別紙1のとおりとする。ただし、高等裁判所事務局長（以下「事務局長」という。）の指導監督に基づき実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下「実習指導官」という。）が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、上記時間外においても実習を実施することができるものとする。
- 2 実習生の実習に伴って生じた一切の経費（交通費、食費、宿泊費等）は、

全て実習生の負担とする。

### 第3 遵守事項等

- 1 大学（院）は、実習生に以下の事項を遵守させるために、必要な指導等を行うものとする。
  - (1) 実習生は、実習の開始前に、大学（院）を通じて、服務規律の遵守等に係る誓約書（別紙2）を1人につき2通ずつ事務局長に提出するものとする。
  - (2) 実習生は、実習の開始前に、「学生教育研究災害傷害保険」等の災害補償保険及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入するものとする。この場合において、保険の利用等に關して必要な手続は、当該実習生を派遣する大学（院）が行うものとする。
  - (3) 実習生は、裁判所職員としての身分は保有しないものの、実習期間中は、裁判所職員の服務に準ずるものとし、裁判所職員が遵守すべき法令等に従うとともに、裁判所職員が、官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をすることが禁止されていることに鑑み、これに類する行為をしないものとする。
  - (4) 実習生は、実習に関し、実習指導官の指導、監督等に従うとともに、実習時間内は、実習に専念するものとする。
  - (5) 実習の欠務は、正当な事由がある場合以外は認めない。実習生は、正当な事由により欠務する場合には、事前に実習指導官に申し出るものとする。やむを得ず事前の申出ができない場合は、事後、速やかに実習指導官に申し出るものとする。
  - (6) 実習生は、実習期間中に知り得た秘密を、実習期間中及び実習期間終了後において、大学（院）を含む第三者に漏らさないものとする。
  - (7) 実習生は、実習の成果を論文等により公表する場合には、事前に実習に参加した高等裁判所を通じて最高裁判所事務総局人事局長の承認を受けるもの

とする。

- 2 最高裁判所及び高等裁判所は、実習生の個人情報の管理について万全を期し、法令及び「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づく場合を除き、実習生の個人情報を第三者に提供しない。
- 3 最高裁判所及び高等裁判所は、法令及び要綱に基づく場合を除き、実習生の個人情報を実習の実施以外の目的に使用しない。
- 4 事務局長は、実習生の実習態度に問題がある場合等、実習を継続することにより裁判所の業務に支障が生じ、若しくは支障が生じることが予見できる場合又は当該実習の目的を達成することが困難であると認める場合には、実習期間終了前であっても、当該実習生の受入れを中止することができる。この場合において、事務局長は、事前又は事後に、実習生の受入れの中止を当該実習生を派遣した大学（院）に通知する。
- 5 事務局長は、大学（院）に対し、実習生に係る評価書の提出は行わない。

#### 第4 災害補償等

- 1 実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合は、実習生の加入する保険により補償するものとする。また、実習生が裁判所（国）又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理するとともに、必要な補償は実習生が加入する保険により補償し、保険の範囲を超える損害については実習生が責任を負うものとする。
- 2 実習生の懲戒に関する責任は、大学（院）が負うものとする。

#### 第5 協議

本覚書に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた事項については、高等裁判所と大学（院）が協議して決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、高等裁判所及び大学  
(院)が記名捺印の上、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

●●高等裁判所事務局長

印

大学(院) <総括責任者名>

印

(別紙1)

実習時間等

平成●●年●月●日 (●) (実習場所: ●●●●●)

午前●時●●分から午後●時●●分まで

(ただし、午後●時●●分～午後●時●●分は休憩時間)

平成●●年●月●日 (●) (実習場所: ●●●●●)

午前●時●●分から午後●時●●分まで

(ただし、午後●時●●分～午後●時●●分は休憩時間)

平成●●年●月●日 (●) (実習場所: ●●●●●)

午前●時●●分から午後●時●●分まで

(ただし、午後●時●●分～午後●時●●分は休憩時間)

(別紙2)

## 誓 約 書

●●高等裁判所事務局長 殿

平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）を受けるに当たり、  
実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

### 記

1. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
2. 実習期間中は裁判所職員が遵守すべき法令及び規則等を守るとともに、実習生としての活動について実習指導官の指導及び監督等に従うこと。
3. 実習期間中知り得た秘密を、実習期間中及び実習終了後において、大学（院）を含む第三者に漏らさないこと。
4. 実習の成果を論文等により公表する場合には、事前に●●高等裁判所を通じて最高裁判所事務総局人事局長の承認を受けること。
5. 病気等のため実習を受けられない場合には、事前に実習指導官に申し出ること。やむを得ず事前の申出ができない場合は、事後、速やかに実習指導官に申し出ること。

平成 年 月 日

（インターンシップ参加者）

大学（院） 学部（研究科）

印

(別紙様式6)

## 平成●●年度裁判所インターンシップ(家庭裁判所調査官)実習指導官一覧表

## 高等裁判所

※ 姓と名の間はスペースを空けてください。

※裁判官以外の実習指導官を総括する者(上席実習指導官)は、備考欄に○を付する。

(別紙様式6)【記載例】

平成●●年度裁判所インターンシップ(家庭裁判所調査官)実習指導官一覧表

○○ 高等裁判所

※ 姓と名の間はスペースを空けてください。

所属	官職	氏名	備考
○○家庭裁判所	裁判官	○○ ○○	
○○家庭裁判所	次席家庭裁判所調査官	○○ ○○	○
○○家庭裁判所	主任家庭裁判所調査官	○○ ○○	
○○家庭裁判所	家庭裁判所調査官	○○ ○○	
○○家庭裁判所	家庭裁判所調査官	○○ ○○	
○○家庭裁判所	家庭裁判所調査官	○○ ○○	
○○家庭裁判所	家庭裁判所調査官	○○ ○○	

※裁判官以外の実習指導官を総括する者(上席実習指導官)は、備考欄に○を付する。

(別紙第2)

裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）の実施における留意点等

1 実習生の募集及び受入れ等

(1) 公募期間

最高裁判所事務総局人事局総務課長（以下「総務課長」という。）が高等裁判所事務局長（以下「事務局長」という。）に連絡する期間とする。

(2) 裁判所ウェブサイトへの掲載について

裁判所ウェブサイトに掲載する内容は、別紙による（伏せ字部分については、以下のイ及びウを除き、高等裁判所において適宜記載する。）。

なお、掲載に当たっては、以下の点に留意する。

ア 裁判所ウェブサイトへの掲載開始日は、公募期間の初日とする。

イ 別紙の4③の応募締切日は、公募期間の最終日とする。

ウ 別紙の5の結果通知の時期及び必要書類の送付期限は、それぞれ総務課長が事務局長に連絡する時期及び日とする。

エ 別紙の調査票等の様式については、それぞれ対応する実施要領の別紙様式の様式名を適宜修正して使用する。

(3) 大学及び大学院（以下「大学等」という。）への周知について

実習生の募集は、裁判所ウェブサイトへの掲載によるほか、各高等裁判所において適宜選定した大学等の就職担当部署を訪問するなどして、学内への周知を依頼する方法による。

なお、依頼に際しては、インターンシップの周知を行うだけでなく、大学等の担当者に対して、家庭裁判所調査官の仕事や役割等についてパンフレット等を用いて説明するなど、家庭裁判所調査官という職種を理解してもらうように努める。

(4) 推薦書等について

- ア 大学等が、インターンシップを単位認定の対象とする場合、「単位認定の条件」欄に評価書の提出を求める旨の記載がされていないかを確認する。推薦書の記載のみでは判然としない場合は、大学等の担当者に確認し、評価書の提出を求められた場合には、提出はできない旨回答する（必ず評価書の提出が必要である旨の申出がされた場合には、改めて提出はできない旨を説明するとともに、このまま推薦を維持するかどうかを大学等に確認する。）。
- イ 「総括責任者」は、学生の推薦や、覚書記載の遵守事項について学生に必要な指導等を行うことのできる者であればよく、役職等での制限は設けない。また、大学等側の取りまとめの範囲についても制限しない（例えば、学部単位での取りまとめも可とする。）。

したがって、一の大学等において、複数の総括責任者と推薦書の提出や覚書の締結のやりとりを行うことも差し支えない。

#### (5) 実習参加者等に対する連絡について

##### ア 実習参加者

選考の結果、実習生として受け入れることが決定した学生に対しては、実習に先立ち、実習当日の携行品や収集場所等を記載した案内文書（別添の参考書式7-1から7-3参照）を送付する。また、実習参加者が所属する大学等に対しても、実習参加者に対して案内文書を送付した旨の連絡をする（別添の参考書式8参照）。

##### イ 選考に落選した者

選考に落選した者は、インターンシップの選考に落選したことをもって、実際の採用試験でも自己に適格性がないであろうと誤解したり、採用試験に対する受験意欲を失ったりするなど、裁判所から気持ちが離れてしまう者も一定数いると考えられることから、選考結果の通知と併せて、申込みに対する御礼や家庭裁判所調査官の業務説明会等の案内を記載した書簡（別添の参考書式2参照）を送付するなどしてフォローを行う。

#### (6) 大学等とのやりとりにおける留意点

行政府省が実施するインターンシップにおいても、申込みや覚書の締結を大学等を通じて行うことが一般的であることから、インターンシップの実施時期は大学等に多くの事務が集中することになる。

したがって、選考結果の通知など、大学等に文書を送付する場合には、併せて電話連絡も行うなどのきめ細やかな対応を行い、適切なスケジュール管理に努める。

### 2 実習の実施

#### (1) 秘密の保持等について

実習の冒頭において、実習生に対し、実施要領第8条に基づき、実習期間中に知り得た秘密を第三者に漏らさないこと及び実習の成果を論文等により公表する場合には、事前に承認を受けることについて説明を行う。

#### (2) 写真撮影に係る同意確認について

実習中の様子を撮影し、撮影した写真を結果概要等として裁判所ウェブサイトに掲載することは、広報効果の点で有益であることから、実習の冒頭において、写真撮影を行うこと及び撮影した写真を結果概要等に掲載することについて、実習生の同意確認を行う（事後に改めて同意確認は行わない旨も併せて説明する。）。

### 3 実習の実施結果の報告等

#### (1) 実習の実施結果の報告

実施要領第13条第1項に基づく実習の実施結果の報告は、適宜の様式によることで差し支えないが、必ず、実習の最後に実習生に対してアンケート（別添の参考書式9参照）を実施し、実習生の感想等を踏まえたものとする。

なお、アンケートの項目は、できるだけ統一することが望ましいことから、原則として、別添の参考書式9を使用することとする（項目3の枠囲み内のプログラム名については、各高等裁判所において実施するプログラム名とする。）。

)。

## (2) 実習の実施結果概要の掲載

実施要領第13条第2項に基づく裁判所ウェブサイトに掲載する実施結果の概要は、実習中に撮影した写真やイラストを用いたり、アンケートにおける実習生の感想を掲載したりするなどして、できるだけ学生の注意を惹くような見やすいものとする。

## 4 参考書式

前記のほか、インターンシップの実施に関する参考書式は別添のとおりであるので、適宜利用されたい。

(別紙)

平成●●年度裁判所インターンシップ(家庭裁判所調査官)

1 対象者

大学又は大学院(以下「大学等」という。)の学生

※ 年次、学部は問いません。

※ 大学等の学生に限ります。

2 実習場所等

① 実習場所

●●●●●

② 実習期間

平成●●年●月●日(●)から●月●日(●)の●日間

③ 実習時間

概ね午前●時●●分～午後●時●●分まで(適宜、休憩時間あり)

④ 受入予定人数

●●人程度

3 実習概要

●●●●●・・

(例) 少年事件における模擬事例を用いたグループ討議、面接や審判の模擬体験、家事事件における子どもの調査等に関する講義、現場で働く家庭裁判所調査官や研修所教官との座談会等を予定

4 応募の流れ等

① 学生の方は、調査票(様式1)に必要事項を記載して、大学等の窓口に提出してください。  
※ 具体的な窓口や締切日については、所属の大学等へご確認ください。

② 大学等は、応募を希望する学生についてとりまとめを行い、一括して以下の宛て先に必要書類を郵送してください。  
※ 学生個人からの応募は受け付けておりません。

[宛て先]

〒●●●●-●●●● (住所)

●●高等裁判所事務局人事課●●係

[必要書類]

- 調査票(様式1)(DOCX:○○KB)
- 学生推薦書(様式2)(XLSX:○○KB)
- 別紙(XLSX:○○KB)

## 記載例 (XLSX:○○KB)

なお、学生の受入れが決まった際には、裁判所と大学等の間で覚書を交わす等の手続を予定しているため、推薦に当たっては、各大学等の就職担当部局の責任において行ってください。

### ③ 応募締切

●月●日(●)(必着)

※ 大学等が裁判所に必要書類を提出する締切日です。

学生等が大学等に必要書類を提出する締切日とは異なりますので、ご注意ください。

## 5 受入れ学生の決定等

大学等から推薦のあった学生の中から、調査票等に基づき選考を行い、実習生を決定します。結果通知は、●●までに大学等に対して行います。

大学等は、受入れの決定した学生についてとりまとめを行い、●月●日(●)(必着)までに、一括して上記の宛て先に以下の必要書類を郵送してください。

### [必要書類]

① 覚書(様式3)(PDF:○○KB)2部 ※日付は記入不要

別紙1 (実習時間等) (PDF:○○KB)

別紙2 (誓約書) (PDF:○○KB)

※受入れが決定した学生全員分、一人につき1通ずつ

(うち1部は高等裁判所において記名捺印の上、後日大学等へ返送)

② 保険加入証明書

## 6 注意事項

① 本インターンシップにかかる必要経費(交通費、食費、宿泊費等)については、全て実習生の負担となりますのでご了承ください。

② 受入れに際しては、「学生教育研究災害傷害保険」等の災害補償保険及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の賠償責任保険に加入することを条件とし、これらの保険の利用等に関して必要な手続は、当該実習生を派遣する大学等が行うものとします。

③ 本インターンシップについて、大学等に対し、実習生に係る評価書の提出は行いませんので、ご了承ください。

④ 本インターンシップは、採用選考とは一切関係がありません。

## 7 問合せ先

●●高等裁判所事務局人事課●●係

電話：●●-●●●●-●●●●

(参考)

応募ポスター(PDF:○○KB)

応募から実習開始までの流れ(PDF:○○KB)

(参考書式一覧)

- 参考書式1－1 選考結果通知(合格者のみがいる大学)
- 参考書式1－2 選考結果通知(不合格者がいる大学)
- 参考書式2 選考に落選した者に対する書簡
- 参考書式3 大学に対する覚書等のひな形の送付書
- 参考書式4 大学に対する大学保管用覚書1部の送付書
- 参考書式5－1 実習指導官となるべき者の指名等の依頼文書
- 参考書式5－2 回答書式
- 参考書式6 実習計画書
- 参考書式7－1 実習生あて参考案内文書
- 参考書式7－2 (別添)お知らせ
- 参考書式7－3 (参考)案内図
- 参考書式8 大学に対する実習生あて参考案内文書を送付した旨の書簡
- 参考書式9 実習生に対するアンケート

(参考書式 1-1)

平成●●年●月●●日

●●大学●●課部長 ● ● ● ● 様

●●高等裁判所事務局長 ● ● ● ●

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたびは、平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）に貴学の学生の皆様の御推薦をいただきありがとうございました。選考の結果、別紙のとおり決定しましたので御連絡いたします。

については、上記選考結果について、貴学の学生の皆様に対し、御通知いただきますようお願いいたします。

末筆ではございますが、今後も引き続き家庭裁判所調査官制度への御理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

(別紙)

大学(院)名 大学

No.	氏名	ふりがな	性別	年齢	学年	学部・学科	結果
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※ 「結果」欄について

- … 実習生として受け入れることが決定した学生
- … 実習生として受け入れることができなかった学生

(別紙)【記載例】

大学(院)名 ●●大学

No.	氏名	ふりがな	性別	年齢	学年	学部・学科	結果
1	○○ ○○	○○○○ ○○	女	19	学部2年	○学部○○学科	○
2	○○ ○○	○○○○ ○○	男	24	修士1年	○○研究科○○学専攻	○
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※ 「結果」欄について

- … 実習生として受け入れることが決定した学生
- … 実習生として受け入れることができなかつた学生

(参考書式 1 - 2 )

平成●●年●月●●日

●●大学●●課部長 ● ● ● ● 様

●●高等裁判所事務局長 ● ● ● ●

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたびは、平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）に貴学の学生の皆様の御推薦をいただきありがとうございました。選考の結果、別紙のとおり決定しましたので御連絡いたします。

については、上記選考結果について、貴学の学生の皆様に対し、御通知いただきますようお願い申し上げます。

なお、裁判所では、今回、残念ながら御期待に添えない結果となりました学生の皆様におかれましても、各地の裁判所で開催される業務説明会や裁判所セミナー等に参加いただくなどして、家庭裁判所調査官の業務内容について理解を深めていただきたいと考えております。

については、上記の学生の皆様に対し、別添のインターンシップ申込者宛て文書（※参考書式 2 の文書）（及び同封のパンフレット）を交付いただき、上記内容を御周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

御不明な点などがありましたら、●●高等裁判所事務局人事課●●係（●●-●●●-●●●）まで御連絡ください。

末筆ではございますが、今後も引き続き家庭裁判所調査官制度への御理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

(別紙)

大学(院)名 大学

No.	氏名	ふりがな	性別	年齢	学年	学部・学科	結果
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※ 「結果」欄について

- … 実習生として受け入れることが決定した学生
- … 実習生として受け入れることができなかった学生

(別紙)【記載例】

大学(院)名 ●●大学

No.	氏名	ふりがな	性別	年齢	学年	学部・学科	結果
1	○○ ○○	○○○○ ○○	女	19	学部2年	○学部○○学科	—
2	○○ ○○	○○○○ ○○	男	20	学部3年	○学部○○学科	○
3	○○ ○○	○○○○ ○○	男	20	学部3年	○学部○○学科	—
4	○○ ○○	○○○○ ○○	男	20	学部3年	○学部○○学科	—
5	○○ ○○	○○○○ ○○	女	20	学部2年	○学部○○学科	○
6	○○ ○○	○○○○ ○○	女	20	学部3年	○学部○○学科	—
7	○○ ○○	○○○○ ○○	女	18	学部1年	○学部○○学科	—
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※ 「結果」欄について

- … 実習生として受け入れることが決定した学生
- … 実習生として受け入れることができなかつた学生

(参考書式2)

平成●●年●月●日

裁判所インターンシップ申込者 各位

●●高等裁判所事務局人事課●●係

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたびは、平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）に御応募いただき誠にありがとうございました。家庭裁判所調査官の仕事に关心を持っていただき、改めて御礼申し上げます。

今回の選考では、誠に残念ながら、応募者多数により御期待に添えない結果となりましたが、家庭裁判所調査官の仕事や役割等については、裁判所ウェブサイトの「裁判手続の案内」に掲載されているほか、同ウェブサイトの「採用試験情報」や裁判所採用フェイスブックページには、実際に現場で働く家庭裁判所調査官のメッセージも掲載されていますので、機会があれば御覧ください。このほか、各地の裁判所では、家庭裁判所調査官の業務説明会等も随時開催されており、その案内についても、裁判所ウェブサイトの「採用試験情報」のページに掲載されますので、適宜御確認いただけすると幸いです。

なお、家庭裁判所調査官の業務内容等の情報については、●●裁判所事務局●●課●●係（●●—●●●●—●●●●●、担当：●●、●●）あてに御照会いただければ、随時対応させていただきます。

末筆ではございますが、益々の御活躍と御健勝をお祈り申しあげます。

敬 具

裁判所ウェブサイト「裁判所職員採用試験」ページ

<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html/>

「トップページ」→「採用試験情報」→「裁判所職員採用試験」



「裁判所 採用」Facebook

<https://www.facebook.com/saibansho.saiyo/>

説明会情報、採用試験情報、職員メッセージ、職場紹介等を掲載



裁判所 採用  
Facebook

(参考書式3)

平成●●年●月●●日

インターンシップ事務御担当者様

●●高等裁判所事務局人事課●●係

### 事務連絡

平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）に貴学の学生が参加するに当たり、下記の書面を●月●●日（●）までに当係宛て御提出ください。

なお、下記1及び2については、同封した書面の記載内容を御確認の上、記名、押印したものをお返しする方法により御提出ください。御提出いただいた覚書については、事務局長が押印したものを貴学保管用として1部、返送します。

実習生となった学生に対しては、後日、日程等の案内文書を直接送付する予定です。また、発送後、その旨、貴学にもお知らせする予定です。

今後の手続について、御不明な点などがありましたら、当係まで御連絡ください。

### 記

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 覚書                     | 2部 |
| 2 実習時間等（覚書の別紙1として添付するもの） | 2部 |
| 3 誓約書（覚書の別紙2として添付するもの）   | 2部 |
| 4 保険加入証明書（写し）            | 1部 |

《事務担当者》

●●係（担当：●●、●●）

（直通）●●-●●●●-●●●●

(参考書式4)

平成●●年●月●●日

インターンシップ事務御担当者様

●●高等裁判所事務局人事課●●係

事務連絡

平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）に貴学の学生が参加するに当たり、先日、御提出いただいた覚書に事務局長が押印したものを貴学保管用として1部送付します。よろしくお取り計らいください。

御不明な点などがありましたら、当係まで御連絡ください。

記

覚書（別紙1及び別紙2を含む）

1部

《事務担当者》

●●係（担当：●●, ●●）

（直通）●●-●●●●-●●●●

(参考書式 5 - 1 )

●●高裁人第●●●号

(人ろ- 2 0 - B )

平成●●年●月●日

●●家庭裁判所長 殿

●●高等裁判所事務局長 ● ● ● ●

平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）

の実施について（依頼）

このたび、別添の実施要領に従い、●月●日（●）から同月●日（●）までの期間に、標記インターンシップを実施することといたしました。

インターンシップの実施に当たっては、●●家庭裁判所において実習を行うことを予定しておりますので、実習指導官の指名・派遣、実習場所の提供等について御協力ください。

については、実習指導官となるべき職員を御指名いただきますようお願ひいたします。

(参考書式5-2)

## 実習指導官指名一覧

庭名：家庭裁判所

※上席実習指導官(裁判官以外の実習指導官を総括する者)として指名する者については、氏名の前に※を付する。

(参考書式5-2)【記載例】

## 実習指導官指名一覧

序名: ●●家庭裁判所

※上席実習指導官(裁判官以外の実習指導官を総括する者)として指名する者については、氏名の前に※を付する。

(参考書式 6 )

平成●●年●月●日

●●高等裁判所

平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）

実習計画書

1 実習期間、実習時間及び実習場所

別紙1のとおり

2 実習生の人数

●●人

3 実習の内容

別紙2の日程表に従い、次の内容の実習を行う。

(以下省略)

(別紙1)

実習時間等

平成●●年●月●日（月）（実習場所：●●●●●）

午前●時●●分から午後●時●●分まで

（ただし、午後●時●●分～午後●時●●分は休憩時間）

平成●●年●月●日（月）（実習場所：●●●●●）

午前●時●●分から午後●時●●分まで

（ただし、午後●時●●分～午後●時●●分は休憩時間）

平成●●年●月●日（月）（実習場所：●●●●●）

午前●時●●分から午後●時●●分まで

（ただし、午後●時●●分～午後●時●●分は休憩時間）

## 平成●●年度裁判所インターンシップ(家庭裁判所調査官)日程表

月日	I	II	III	IV
	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●
●/● (●)			●●●●●(第●会議室)	
月日	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●
●/● (●)			●●●●●(第●会議室)	
月日	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●
●/● (●)				
月日	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●
●/● (●)			●●●●●(第●会議室)	
月日	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●
●/● (●)				
月日	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●	●:●●~●●:●●
●/● (●)				

## (別紙2)【記載例】

## 平成●●年度裁判所インターンシップ(家庭裁判所調査官)日程表

月日	I	II	III	IV				
	9:30~10:15	10:30~12:00	13:00~15:00	15:00~16:00				
裁判所職員総合研修所(多目的演習室)								
導入説明・事前講義		少年事件の調査実務						
8/8 (月)	【インターンシップの開始に当たって】 【講義:家庭裁判所及び家庭裁判所調査官の役割①】		【家庭裁判所及び家庭裁判所調査官の役割②】 【研修所見学】					
			【模擬事例(少年事件)資料閲読】 【調査の事前準備】					
			16:00~16:30 個別質問タイム(任意参加)					
月日	9:30~10:00	10:00~12:00	13:00~14:40	15:00~16:00				
東京家庭裁判所(19階大会議室)								
少年事件の調査実務								
8/9 (火)	【少年事件に係る庁舎見学】 調査官室 書記官室 面接室 審判廷		【模擬面接】 【処遇意見の検討】					
			【模擬審判】 【裁判官との意見交換等】					
16:05~16:45								
【在宅試験観察の検討】								
月日	9:30~10:35	10:50~12:00	13:00~14:30	14:45~16:20				
東京家庭裁判所(19階大会議室)								
家事事件の調査実務								
8/10 (水)	【講義:家事事件の具体的な内容と調査活動】		【父・母・子どもの心情についての検討】 【家事事件に係る庁舎見学】 児童室 調停室					
			【振り返り・座談会】					
16:20~16:30								
【アンケート記入】								
16:30~17:00								
個別質問タイム(任意参加)								

※欄等は、適宜編集して差し支えない。

(参考書式 7-1)

平成●●年●月●●日

● ● ● ● 様

●●高等裁判所事務局人事課●●係

平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）  
の御案内

所属の大学又は大学院を通じて連絡したとおり、 標記インターンシップの参加者（実習生）として選定されましたので、 別添の「お知らせ」を読んだ上で、 下記1の日時に下記2の場所にお越しください。

不明な点等がありましたら、 当係までお問い合わせください。

記

1 日 時 平成●●年●月●日（●）午前●時●●分

2 場 所 （住所）

●●家庭裁判所●階●●室

3 携行品 本案内一式、 身分証明書、 事前学習用資料（各種パンフレット等）,

筆記用具

※ プログラムの開始は午前●時●●分となります、 事務説明等がありますので、 早めの集合に御協力をお願いします。受付開始時刻は午前●時●●分です。

※ 入館時に本人確認が必要となります。正面玄関にて本案内一式及び身分証明書（学生証、健康保険証又は運転免許証など氏名が確認できるもの）を提示してください。

※ 駐車場の用意はありませんので、 公共交通機関等を利用してください。

(参考書式 7-2)

## お知らせ

### 1 今後の手続について

平成●●年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）に参加するに当たり、誓約書及び保険加入証明書を提出する必要があります。未了の場合には、所属の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を通じて、これらの書類を速やかに提出してください。

なお、これらの書類を●●高等裁判所が受理することをもって、正式に実習生として取り扱われます。書類等について確認したいことがある場合は、大学等を通じて又は直接ご連絡します。

### 2 当日までの準備について

当日までの事前学習用資料として、下記のパンフレットを同封しますので、当日までに必ず閲読しておいてください。

- 家庭裁判所調査官－家族・人・社会の架け橋－
- 家事事件のしおり 家事審判・家事調停を利用される方のために
- お子さんのすこやかな成長のために～家事調停を利用されるお父さん・お母さんへ～
- 少年審判について

### 3 インターンシップの実施場所について

第1日目（●月●日）は、●●家庭裁判所で実施します。

第2日目（●月●日）及び第3日目（●月●日）は、●●家庭裁判所で実施します。当日の集合場所等については、第1日目に説明します。●●家庭裁判所では、一般来庁者と同様に、玄関で、金属探知機を使用した所持品検査が実施されます。混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

### 4 服装について

服装については、インターンシップに参加するのに相応しいものであれば問いません（夏季期間ですので、上着やネクタイを着用せず、軽装で構いません。）。

### 5 休憩時間、昼食等について

第1日目から第3日目までを通して、午後●時から午後●時までは休憩時間となります。昼食は、各自、持参しても、●●家庭裁判所の食堂又は●●家庭裁判所の食堂や売店を利用しても構いません。ただし、●●家庭裁判所の食堂や売店については、混雑が予想されます。また、●●家庭裁判所については、近隣に飲食店やコンビニエンスストアがありませんので、留意してください。昼食等で出たゴミは、各自持ち帰ってください。

## 6 インターンシップに参加する上での留意点

●●家庭裁判所及び●●家庭裁判所ともに庁舎内では写真撮影、録画・録音等はできません。また、一般的の来庁者等もいることから、庁舎内では喧騒にわたることのないよう注意してください。

## 7 問い合わせ先

### (1) 前日まで

不明な点や不安な点などがありましたら、連絡・相談してください。

【連絡先】●●高等裁判所事務局人事課●●係

〒●●●●-●●●●● (住所)

電話 ●●-●●●●●-●●●●● 内線●●●●●

担当 : ●●, ●●

### (2) 当日の急な問い合わせ

当日の急な体調不良等については、以下に連絡してください。

#### ① 第1日目

【連絡先】●●家庭裁判所●●課●●係

電話 : ●●-●●●●●-●●●●● (直通) 担当 : ●●

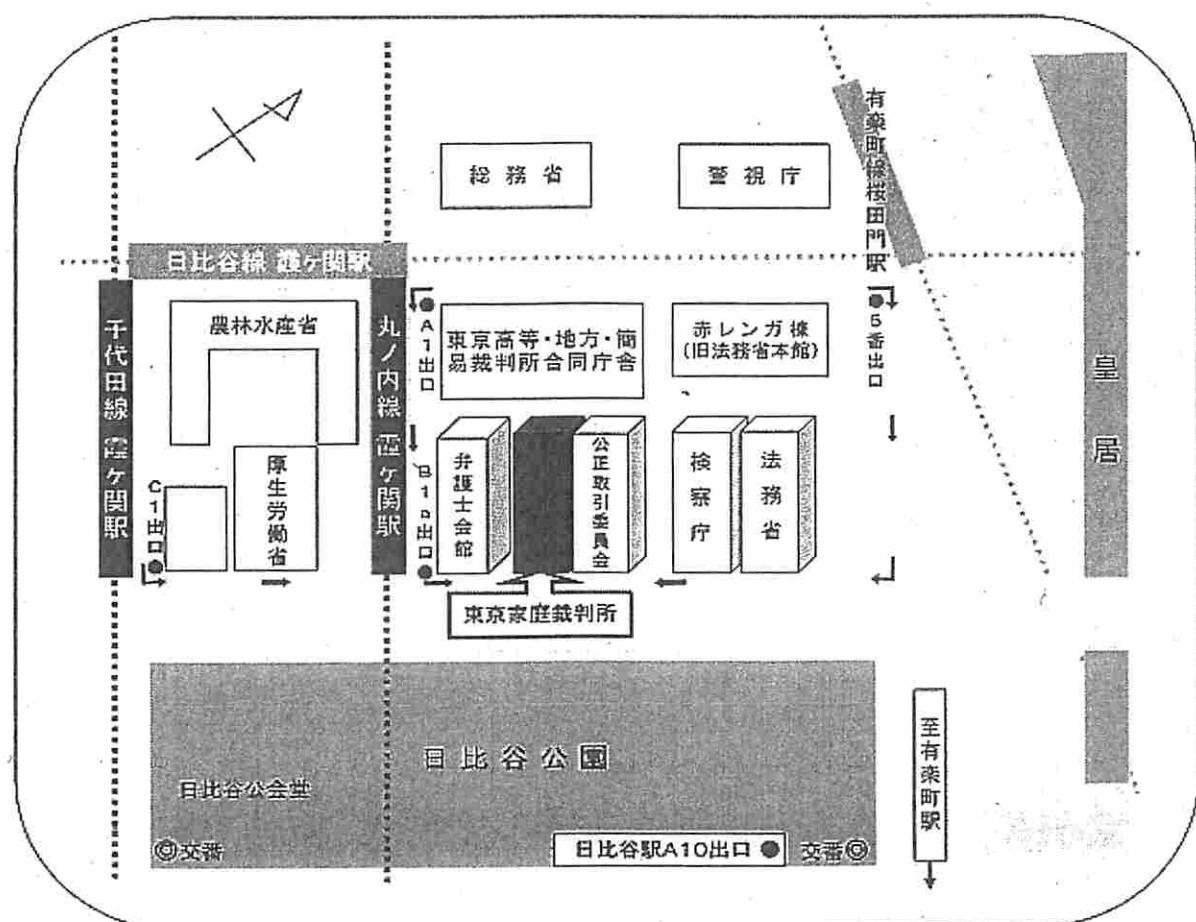
#### ② 第2日目及び第3日目

【連絡先】●●家庭裁判所●●課●●係

電話 : ●●-●●●●●-●●●●● (直通) 担当 : ●●

(参考書式 7-3) ※実習場所が東京家裁の場合の例

## 東京家庭裁判所への案内



### 【東京家庭裁判所の最寄駅】

地下鉄

東京メトロ 丸ノ内線 「霞ヶ関駅」 下車 B1a出口から徒歩約1分

日比谷線 「霞ヶ関駅」 下車 A1出口から徒歩約3分

千代田線 「霞ヶ関駅」 下車 C1出口から徒歩約5分

有楽町線 「桜田門駅」 下車 5番出口から徒歩約10分

都営地下鉄 三田線 「日比谷駅」 下車 A10出口から徒歩約10分

JR 山手線 「有楽町駅」 下車 日比谷口から徒歩約15分

\* 裁判所には駐車場はありません。車での来院はご遠慮ください。

(参考書式8)

平成●●年●月●●日

インターンシップ事務御担当者様

●●高等裁判所事務局人事課●●係

いつもお世話になっております。

本日、実習生に対し、インターンシップに関する案内文書等を別添のとおり送付しましたので、参考にお知らせします。

よろしく取り計らいください。

(参考書式9)

## ～アンケートのお願い～

このアンケートは、今後のインターンシップの企画、運営等に役立てることを目的としています。ご協力をお願いします（該当する回答の記号（(1), (2), (3)等）に○をしてください。）。

1 性別 (1) 男性 (2) 女性 2 学年 (1) 大学生（年） (2) 大学院生（年）

3 専攻分野 ① 心理学 ② 社会学 ③ 社会福祉学 ④ 教育学 ⑤ 法律学 ⑥ その他( )

### 4 今回のインターンシップについてうかがいます。

(1) 今回の開催をどのようにして知りましたか。

- ① 裁判所のウェブサイト ② 裁判所のフェイスブック ③ 大学等の掲示・メール・ウェブサイト  
④ その他( )

(2) 申込みの際、手続等で分かりづらかったことや困ったことなどがあれば教えてください。

- ① ある( ) ② ない

(3) 満足度が高かったプログラムとその理由を教えてください（3つまで）。

番号： 理由：

番号： 理由：

番号： 理由：

(4) 満足度が低かったプログラムとその理由を教えてください（3つまで）。

番号： 理由：

番号： 理由：

番号： 理由：

- ① 家庭裁判所及び家裁調査官の役割 ② 調査の事前準備 ③ 模擬面接 ④ 処遇意見の検討 ⑤ 模擬審判  
⑥ 在宅試験観察の検討 ⑦ 家事事件の具体的な内容と調査活動 ⑧ 父・母・子どもの心情についての検討  
⑨ 子どもの調査の検討 ⑩ 振り返り、座談会 ⑪ 庁舎見学

(5) 参加して、裁判所や家裁調査官の仕事についての理解が深まりましたか。

- ① 深まった ② 深まらなかった ③ どちらでもない

(6) (5)の理由を教えてください。

(7) その他、今回のインターンシップへのご感想、ご意見、ご要望等がありましたら教えてください。

(8) インターンシップの参加を考えている後輩に対して、裁判所インターンシップはおすすめできますか。

- ① おすすめしたい ② あまりおすすめしたくない ③ どちらでもない

(9) (8)の理由を教えてください。

### 5 インターンシップ全般についてうかがいます。

(1) 他に参加を検討したり、実際に参加したインターンシップはありますか。

- ① ある（具体的な参加先（検討先）： ） ② ない

【裏面に続く】

(2) インターンシップに参加するのに当たって重視することは何ですか。（複数回答可）

- ① 就職を希望する職場、企業である ② 業種、業界 ③ 研修期間 ④ 研修の質・内容
- ⑤ 専攻分野との関連性 ⑥ 実務に近い経験ができる ⑦ 職場職員との交流 ⑧ 他の学生との交流
- ⑨ その他（ ）

(3) インターンシップに関して、主にどのような手段で情報収集しましたか。（当てはまるもの全てを選択）

- ① インターネット（ア）パソコン（イ）スマホ ② SNS（ア）Facebook（イ）Twitter（ウ）LINE（エ）その他
- ③ パンフレット ④ 説明会・インターンシップ ⑤ 大学等の就職担当部署・学内セミナー ⑥ 大学等のOB・OG等
- ⑦ 民間の就職支援サイト等 ⑧ その他〔具体的に 〕

## 6 家裁調査官のことについてうかがいます。

(1) あなたの在籍する学部又は大学院で、家裁調査官という職業はどのくらい認知されていますか。

- ① 大半が認知している。 ② 一部が認知している。 ③ ほとんど認知されていない。

(2) 家裁調査官を将来の仕事として考えるときに、どのようなことが魅力である（職業選択につながる）と感じますか。（該当するものに○をし（複数選択可、最も該当するものに◎をしてください。），具体的な内容を記入してください。）

- ① 仕事内容（ ）
- ② 待遇（ ）
- ③ 勤務地（ ）
- ④ 採用試験の内容（ ）
- ⑤ ワークライフバランス（ ）
- ⑥ 研修制度（ ）
- ⑦ 転勤の範囲・頻度（ ）
- ⑧ その他（ ）

(3) 家裁調査官を将来の仕事として考えるときに、どのようなことが困難である（職業選択につながらない）と感じますか（該当するものに○をし（複数選択可、最も該当するものに◎をしてください。），具体的な内容を記入してください。）

- ① 仕事内容（ ）
- ② 待遇（ ）
- ③ 勤務地（ ）
- ④ 採用試験の内容（ ）
- ⑤ ワークライフバランス（ ）
- ⑥ 研修制度（ ）
- ⑦ 転勤の範囲・頻度（ ）
- ⑧ その他（ ）

ご協力ありがとうございました。